

外交の作法：マキアヴェッリからエドモンド・バークまで

木村，俊道
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7593>

出版情報：法政研究. 72 (3), pp.207-249, 2006-01-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

外交の作法

——マキアヴェッリからエドモンド・バークまで——

木村俊道

〈目次〉

はじめに

第一章 外交・作法・歴史

第二章 マキアヴェッリの外交論

第一節 「使節報告書」

第二節 共和主義の外交論？

第三章 「外交の作法」——ヴィクフォールとカリエール——

第一節 「大使の職務」

第二節 「交渉の技術」

第四章 初期近代ブリテンにおける「外交」と「作法」

第一節 「外交の作法」の受容

第二節 初期近代ブリテンの外交官—ウォットンとテンブル—

第三節 チェスターフィールドの外交論

第五章 「外交の作法」の危機—バークのフランス革命批判—

第一節 外交と共和国

第二節 外交と革命

第三節 外交と文明

おわりに

Are you in earnest resolved never to barter your liberty for the lordly servitude of a court, but to live free, fearless, and independent? (Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*)

When nations came to have a great deal of business one with another, it was found necessary to send messengers betwixt them, who were the first ambassadors (Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*).

はじめに

本稿の目的は、政治思想史の観点から、初期近代ブリテンにおける「外交」の歴史的意義を明らかにすることにある。ハロルド・ニコルソンの議論にもあるように、本稿で「外交」という概念を用いる場合、いわゆる「対外政策」の意味ではなく、もっぱら「交渉」negotiationの側面が強調される。⁽¹⁾このことは、本稿が対象とする初期近代において、「外交」を指し示す言葉として一般にnegotiationが用いられてきた事実とも符合する。これに対して、diplomacyの用法は比較的新しい。周知のように、このdiplomacyは、もともとギリシャ語（「折り畳むこと」）に由来し、「公文書」を意味するラテン語diplomaから派生した用語である。⁽²⁾OEDによれば、ブリテンにおいて、政治的言語としてのdiplomacyが用いられるようになったのは一八世紀後半である。しかしながら、最終章でも明らかにするように、このdiplomacyが登場した時代は、同時にまた、それまでの「外交の作法」が危機に瀕した時代でもあった。

「外交」とは「交渉による国際関係の運営」(OED)であり、アーネスト・サトウの古典的な定義によれば、「独立国家の政府間における公的関係の処理に知性intelligenceと機転tactを応用すること」⁽³⁾とされる。しかしながら、このような「知性と機転」を必要とする「交渉の技術」art of negotiationとしての「外交」を深く理解する作業は、政治思想史研究の分野ではあまり進んでいないように思える。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

その大きな理由としては、第一に、これまでの研究の多くが、二〇世紀的な「国民国家」の枠組みを前提とした「対内」的な諸問題に優先的に取り組んできたことが挙げられる。それゆえ、「内乱」や「革命」などへの高い関心とは対照的に、たとえば「統合」「帝国」「征服」「植民」「同盟」「連邦」といった、「国民」や「国家」の枠組みを越えた主題は必ずしも大きな注目を浴びてこなかった。⁽⁶⁾⁽⁷⁾また、第二に、以上のような視点と関連して、「デモクラシー」や「自由」、あるいは、社会契約論に代表される「政府の起源」の問題など、国内秩序形成の「原理」問題に議論が集中しがちで

あったことも併せて指摘できよう。⁽⁸⁾ 以上のことから、「外交」という「対外」的な行為、あるいは「技術」的な主題に対する関心は二重に希薄であったと言える。

しかしながら、とくに初期近代のブリテンにおいて、外交は、軍事とともに伝統的に国王大権の専管事項に属し、「法」による規制や「民主」的な統制からもっとも遠い、いわば「統治」行為の根幹を成していた。たとえば、「デモクラシー」や「自由」の思想的源流とされるジョン・ロックでさえも、国家間の関係は「依然として自然状態にある」⁽⁹⁾ (145) という認識を示していたことは見逃せない。彼は『統治論』において立法権や執行権の「原理」的な考察を行ないながら、その一方で、対外的な連合権には重要な例外を認める。すなわち、連合権は「法」の指図には適さないため、「思慮と知恵」 *prudence and wisdom* に「必然的に任せられねばならない」⁽¹⁰⁾ (§147) と論じたのである。

本稿は、マキアヴェッリからエドモンド・バークに至る、初期近代ブリテンを中心とした「外交」 *negotiation* 論を検討する作業を通じて、以上のような、「統治」における「知性と機転」、あるいは「思慮と知恵」を明らかにする試みである。しかしながら、ここではグロティウスやヴァッテルに代表される国際法の議論を含めた、外交理論一般の包括的な説明は断念されている。また、本稿の課題はさらに限定的であり、以下で示すように、あくまでも「外交」と「作法」の思想史的な連関を明らかにすることに焦点が絞られる。

第一章 外交・作法・歴史

「外交」と同様に、「作法」もまた、既存の政治思想史研究において長く見過ごされてきた主題であった。しかしながら、N・エリアスの古典的名著『文明化の過程』や『宮廷社会』でも明らかにされたように、初期近代の宮廷社会を中心に育まれた「作法」は、同時代のヨーロッパにおける「文明化」の指標に他ならなかった。⁽¹¹⁾ 「文明の作法」 (= *civil-*

ity) は、行動の定型化を通じて暴力と感情を抑制し、日常的な他者との「交際」 conversation を可能にする。別稿でも論じたように、とくに北方の辺境国であった当時のイングランドでは、ヨーロッパ標準の「文明の作法」を会得するために、イタリアやフランスの「作法書」が持続的に受容されていた¹²。また、ジェントルマンの子弟による「大陸旅行」は、文明の発信源である宮廷を巡ることによって、異質な他者と交際するための「思慮と知恵」、あるいは「実践知」や「コモンセンス」を身体化することを目的としていた。¹³

「外交」 negotiation は、このような「作法」と不可分であると考えられる。外交の本質がその文明性にあり、暴力の行使や感情の噴出を抑え、他者との共存を自覚的に目指すのであれば、その遂行には国家の枠を超えた作法の共有が必要となる。「交渉の技術」としての「外交」はまさに、「作法書」や「大陸旅行」によって培われた、統治エリートによる「文明の作法」の実践に他ならなかったのではない。本論で明らかになるように、初期近代ブリテンにおける外交論の特質やその思想史的意義は、部分的にはあれ、このような「文明の作法」の伝統と重ね合わせたうえで初めて理解できるのである。

また、このような観点から逆に、外交における「交渉」や「交際」の側面を強調すれば、それは、国家間のレベルだけでなく、人間の具体的な生活世界に遍在する営為としても理解されよう。たとえば、ルイ一五世期の外交官であったアントワヌ・プケーの『交渉の技術』(1737)によれば、「人類は、言うなれば、社会の慣習に由来する、ある種の交渉の繰り返しを続けてきた」。このような交渉は人間社会では「普遍的」に見られる。というのも、「あらゆる身分の間には必ず何らかの相違が存在するのであり、同等と見なされる人々においてさえも、物や意見、願い事についての日常的な交換 (commerce journalier) がなされる」。それゆえに、「他の人々を必要としない、あるいは他者の必要を信じていない人は誰もいない」。たとえば、「我々は誰かを喜ばそうと、あるいは他の者を脅迫しようとする」。これらの行動は人間と社会の相互性を前提としているのであり、したがって、人間は「私益」にのみ従って行動するのではない。プ

ケーによれば、まさに「人生においてすべては交換もしくは交渉なのである」⁽¹⁴⁾。

このように考えると、外交は、たんに「国家理性」や「パワー・ポリティックス」に導かれた自己目的的な運動なのではなく、「人と人、国家と国家との間のおよそ分別ある関係」に「不可欠な一要素」(ニコルソン)としても理解可能である。⁽¹⁵⁾とはいえ、歴史的な視点から改めて考察を加えれば、国家間における文明的な「外交の作法」が成立するには、一定の政治的・思想的な条件が必要であったことは言うまでもない。このような点から、本論の対象は主にルネサンス期以降、とくに一六四八年のウェストファリア条約からフランス革命に至るまでのヨーロッパ(とくにブリテン)に絞られる。しかしながら、以下でも明らかにするように、このように限定された舞台においてもなお、同時代の外交論には、とくにマキアヴェッリとバークの対立に象徴されるように、その本質規定をめぐる思想的な緊張が潜在していたのである。

ここで外交の歴史を古典古代にまで遡って簡単に振り返れば、⁽¹⁶⁾外交慣習の発達はまず、ギリシャの都市国家間において特徴的に見られた。ところが、注目すべきことに、ローマの時代になると、とくに帝政期には対等な国際関係が存在しなかったため、外交交渉よりも植民行政が重視されたと言われる。再び外交の役割が脚光を浴びたのはビザンツの時代であり、その性格は、軍事力の衰えを使節がもたらす情報と煩瑣な儀礼によって補うものであった。このビザンツの外交技術はヴェネツィアによって継承され、いわゆる「イタリアン・システム」として半島全体に伝播することとなる。このような過程を経て、ルネサンス期の一五世紀後半になると常駐使節の慣習が定着し始め、外交の制度化・常態化が進む。いわゆる「近代外交」の幕開けである。ルネサンス期はまた、普遍性を標榜する教皇や皇帝の勢力が衰え、外交の主体となる複数の主権国家が乱立し、同時にまた、作法や儀礼が高度に発達した宮廷社会がヨーロッパ各地で光彩を放った時代でもあった。そして、周知のように、ここでマキアヴェッリが登場する。

次章以下では、マキアヴェッリの政治思想を外交の視点から批判的に検討し（第二章）、続けて、彼とは対照的なヴィクフォールやカリエールらの外交論を紹介する（第三章）。そのうえで、初期近代ブリテンにおける「外交の作法」の歴史的意義を、外交論の受容やバークのフランス革命批判を通じて明らかにしていきたい（第四、五章）。

第二章 マキアヴェッリの外交論

第一節 「使節報告書」

外交論の形成にマキアヴェッリが与えた影響は、たしかに、広く認知されている。たとえば、前述のプケーは、同時代における「もつとも評価の高い政治的作品」の著者として、ウィリアム・テンプルやプーフエンドルフとともにマキアヴェッリの名前を挙げている⁽¹⁷⁾。また、次章で紹介するオランダ出身の外交官ヴィクフォールも同様に、マキアヴェッリの作品が大使の職務に「大変役立つ」ことを指摘する⁽¹⁸⁾。ヴィクフォールによれば、「君主は何をすべきかではなく、何をするか」といったリアリズムの視点こそ外交に不可欠であったのである⁽¹⁹⁾。

実際、マキアヴェッリはその生涯で計四三回にも及ぶ使節の経験を有した。彼が任地から送り届けた膨大な「使節報告書」には、外交の現場で苦闘する彼の肉声が記されている⁽²⁰⁾。たとえば一五〇〇年、ピサ問題をめぐってフランス宮廷に派遣された彼は、ルイ一二世に対して、みずからの「一存」で「個人的見解」を披露し、フランスの「責任問題」を追及する（5:28-36）。マキアヴェッリは、フィレンツェの援助を得ながらピサの攻略に失敗したルイに対し、自前の戦費で戦局を打開すべきであると主張したのである。ところが、ルイは「そんな馬鹿なことがあるものか」と憤慨し、以後マキアヴェッリを相手にしなくなる（31）。「道理」や「理性」を主張したことが逆に災いとなり「完全な手詰ま

り」(79, 80)に陥ったマキアヴェッリは、フィレンツェ政庁に次のような報告を送る。

うまい言葉を使って上手に説得すれば何とかなるだろうなどと、決して思わないで下さい、どうせ聞いてもらえないのですから。現国王に対してフィレンツェがどれだけ忠誠を尽くしてきたか、先王の時にどんなことが起こったか、どれだけの費用を使い、どれだけの危険に見舞われたか、幾たび空しい希望に欺かれたか……こうしたことを思い出させてもまったく無駄というものです。なぜなら、こうした事柄をフランス人は我々とは違った仕方でするからです(69)。

このようにして、思考様式の異なる「他者」に遭遇したマキアヴェッリは方針の転換を余儀なくされる。すなわち、彼は「道理」を直接訴えるのではなく、まずは宮廷内に「自然の愛以外の動機」で行動する「味方」を作り、「情報」を収集することに専念したのである。同時にまた、彼は大使を「常駐」させることの必要にも気付く(5: 91, 97, 148)。彼はのちの一五二二年、これらの使節の経験から得た教訓を、「イタリアとは暮らしぶりの習慣も異なる国」スペインに派遣されるジローラミに対して助言した。曰く、「使節として一国の外交を委ねられること」は「市民の名誉」である。重要なのは情報の収集であり、「宴会」や「賭事」を通じて宮廷内に「友人」を作る必要がある。そのうえで、「情報」を入手する最善の方法は、情報を与えることである。また、「人間の性状」を把握することが肝要である。すなわち、皇帝は「吝嗇家であるのか、それとも金を惜しまぬ人であるのか。戦争を愛するのか、平和を愛するのか。彼を動かすのは栄光か、それとも情熱か。人びとは彼を愛しているのかどうか」(6: 163-7)。『君主論』や『リウイウス論』の議論がこのような外交経験に裏付けられていることは、改めて指摘するまでもない。

第二節 共和主義の外交論？

しかしながら、意外なことに、マキアヴェッリの作品全体のなかでは、このジローラミへの助言を除けば「外交」に関する考察は少ない。『戦争の技術』全七巻における詳細な軍事論と比べれば、「交渉の技術」論の不在は一層際立つであろう。それゆえ、たとえばバタフィールドによれば、マキアヴェッリは「外交を別個に分析し考察する一分野としてはほとんど意識していなかった」とされる。⁽²¹⁾以下で述べるように、このことは、いわゆる「共和主義」や「国家理性」の言説に織り込まれた彼の対外認識の特質を示すとともに、他方でまた、彼の議論には解消できない別個の「外交」論の存在を示唆するのではないか。

このような観点から見て、マキアヴェッリとは対照的な認識を示したのが同時代人のグイッチャルディニであろう。彼は『イタリア史』の冒頭で、一五世紀後半のイタリア半島に勢力均衡をもたらしたロレンツォ・デ・メディチの外交手腕を次のように描写している。

フィレンツェより大きな国がその権力を増大するようになれば、彼自身にとつても、フィレンツェ共和国にとつても、大きな危険となるのを知っていたので、ロレンツォは注意深く、イタリアの状況が一方の側にのみ有利にならないよう、均衡が保たれるように努めた。これは平和が維持されない限り、またいかに小さなものでも、騒動に對しては極めて注意深く監視していかない限り可能ではなかったであろう。⁽²²⁾

これに對して、マキアヴェッリの『君主論』には勢力均衡や相互依存の発想はほとんど見られない。⁽²³⁾むしろ逆に、彼の認識では、一四九四年のシャルル八世の侵攻後、イタリアの「均衡」はすでに崩壊していた（*cf.* 20）。したがって、

ロレンツォとは異なり、マキアヴェッリは征服による領土の拡大を積極的に志向する。彼によれば、「領土欲というのは、きわめて自然な、あたりまえの欲望である」(ch. 3)。それゆえ、彼は「偉大さ」*grandezza*を目指す新君主に対して、「機会があれば奸策を弄してでも、わざと敵対関係をこしらえ、これを克服することで勢力の拡大をはかる」とさえ助言するのである(ch. 20)。

このことは、彼が『リウィウス論』において、スパルタ・ヴェネツィア型の現状維持の共和国ではなく、ローマ型の拡大共和国を支持したことから裏付けられよう。彼によれば、流動的な国際情勢においては「必要」*necessita*に応じて国家を拡大しなければならない(1-6)。この『リウィウス論』の第二巻はこれまで、必ずしも十分な注目を集めてこなかった。しかしながら、その議論全体は、共和政ローマによる版図の拡大の分析に集中している。そして、この第二巻ではまさに、「自由」を享受し、規律正しい「軍隊」を備えた「共和国」こそが国家を拡大し、「偉大さ」を獲得できることが主張されるのである。⁽²⁴⁾

このように、マキアヴェッリには「カメレオン」⁽²⁵⁾ならぬ「ヤヌス」⁽²⁶⁾の顔がある。外の世界に向いた彼は、勢力の均衡ではなく、あくまでも帝国主義的な拡大を目指す。仮に彼を「共和主義者」と理解した場合でも、その一方で、彼がピサを含めた他の「共和国」に対する征服を当然の前提としていたことは見逃せない。⁽²⁷⁾さらに彼は、ローマの実例に言及しながら、「自由」の伝統がある都市を「滅亡させること」の必要を繰り返し主張した。⁽²⁸⁾ここには「外交」や「交渉」の余地はない。たしかに、彼の理想は古代ローマの再生にあった。しかしながら、外交という側面から見た場合、ローマは必ずしも十分な歴史の教訓を提供しないのである。

第三章 「外交の作法」——ヴィクフオールとカリエール——

以上のようなマキアヴェッリにおける「外交」論の相対的不在は、ローマをモデルとした「共和主義」の帝国主義的な性格を如実に示している。さらに言えば、このことはまた、初期近代における「外交」論の展開が、いわゆる「リアリズム」や「国家理性」、あるいは「パワー・ポリティックス」等の議論にのみ還元できないことを示しているのではない。たとえば、前述のヴィクフオールは一六八一年に出版した『大使とその職務』のなかで、マキアヴェッリとは別個に、ルネサンス期の宮廷人カステイリオーネの名前を挙げている。ヴィクフオールはここで、同時代における大使の理想は、たんにリアリストであるだけでは十分でないことを示す。彼によれば、「大使は有能であるだけでなく、育ちの良い人物であるべき」である。もしくは、「少なくとも育ちが良いように振舞うべき」である。そして、このような役割演技を担う統治エリートの育成に不可欠とされたのが「文明の作法」であった。⁽²⁹⁾

本稿では以降、このようなヴィクフオールの指摘を手がかりとして、外交と作法との内在的な連関を強調する。第一章でも指摘したように、ルネサンス期の人文主義においては、マキアヴェッリに代表される「共和主義」あるいは「政治的人文主義」の言説とは別個に、カステイリオーネやグアッツォ、デッラ・カーサを中心とした宮廷社会における「作法書」の伝統が育まれていた。⁽³⁰⁾ この「作法書」の世界には、「他者」と交際し、交渉し、共存するための高度な技術の洗練が見られる。このような、*courtesy, civility, politeness, manners* といった語彙群から成立する「文明の作法」が宮廷社会の内側だけでなく、対外的な国家間レベルで実践される場こそが外交であったのではないか。この意味で、カステイリオーネたちがともに外交使節の経験を持っていたことはおそらく偶然ではない。⁽³¹⁾ 以下ではまず、ヴィクフオールとカリエールの外交論を紹介し、彼らが定型化した「外交の作法」が初期近代ブリテンにおいていかに受容されたかを考察したい。

第一節 「大使の職務」

ヴィクフォールは、パリの宮廷社会を中心に活躍し、ブランデンブルグやオランダなど複数の主君や国家に仕え、ウェストファリア会議の経過をつぶさに観察した下級外交官である。彼の『大使とその職務』は、それまでのグロティウスに代表される国際法論や「完全な大使」の描写を目的とした道徳論とは異なり、同時代の大使の具体的な役割を豊富な事例とともに記述した外交の手引書であった。⁽³²⁾

ヴィクフォールによれば、外交使節の存在は、まさしく主権国家のメルクマールであった。大使は国家に不可欠な「高官」Public Ministerであり、外国における大使の地位を保障する「諸権利や諸特権」は、「主権をもつとも際立たせる指標」なのである。⁽³³⁾このような大使の職務は、主権者によって派遣される「公的な代理人」Public Representativeとして君主間の「交際」を成立させ、安定的な国際関係の運営を推進することにある。⁽³⁴⁾とりわけ、以下で示すように、他国に常駐する大使は「平和のメッセンジャー」であり、同時にまた、他国の情報を得るための「名誉あるスパイ」でもあった。⁽³⁵⁾

大使の主要な職務は、二人の君主の間に良好な交信を保つこと、彼の主君が記した書簡を彼が駐割する国の君主に届けること、それに対する返答を求めること、彼が交渉を行なう宮廷で進行しているすべてを観察すること、臣民を守り、主君の利益を保持することに存する。⁽³⁶⁾

ヴィクフォールは、このような大使の活動に必要とされる「教則」を詳述するなかで、外交における「作法」の重要性を等しく強調した。⁽³⁷⁾当時の外交の舞台は宮廷であり、そこで活躍する大使には高度な役割演技が期待される。彼によ

れば、「誠実な人物」であることや「真の美德」は、大使には「絶対に必要なものではない」。現実の腐敗した情況や人間の本性を考慮すれば、「高貴な外観や優れた見せかけ」があれば「十分」である。大使はまさに「偉大な劇場の登場人物」であり、「少しばかり喜劇役者を演じるべき」である。もともと、大使は「常に交渉しているのではない」のであり、「幕が降りた後には振舞いのマナーを変える」必要がある。大使には宮廷人としての資質も要求される。したがって、「完全な大使」は「紳士であることを極めた人間」、すなわち、カステイリオーネが描いたような「宮廷のモードに合わせて成型された人間」でなければならないのである。⁽³⁸⁾

「作法」や「礼儀」は、このような演劇的な宮廷外交の世界に必要とされる行動の「型」であつた。ヴィクフォールによれば、「大使に対する礼儀 *Civilities* と儀式 *Ceremonies* は、大使の派遣や交換における、もともと本質的な部分の一つである」⁽³⁹⁾。大使の訪問や謁見に関するこれらの礼儀作法は「今ではほとんどの宮廷で定められて」おり、彼はその具体例を全六章（一八―二三章）に亘って詳述する。注目すべきは、これらの宮廷の作法がまた、国際秩序の形成に大きく寄与したことであろう。とくに一六四四年から四八年まで続いたウェストファリア講和会議においては、「多数の君公や主権者」や「多数の困難」、「多数の対立的な異なる利害」が「集合」していた。⁽⁴¹⁾ にもかかわらず、その後のヨーロッパ国際社会の枠組みを決定したこの会議は、他方でまた、「礼儀 *Civilities* の規則」が「最大限正確に守られた」代表的な事例であつたのである。⁽⁴²⁾

また、このウェストファリア講和会議が三〇年戦争と同時進行で行なわれたように、外交の作法は戦争によつても妨げられない。たとえば、ヴェネツィアは、キプロス領有を主張して宣戦布告したトルコ皇帝のセリム二世の使節に対して「もつとも名誉ある待遇」を与えた。逆に、同じトルコ皇帝のスレイマン一世も、交戦中の神聖ローマ帝国からの使節を「見事なまでに完璧に」迎え入れたのである。⁽⁴³⁾ 同様にまた、交戦状態にある各国の大使同士の間にも作法の規則は適用される。ヴィクフォールによれば、「敵対関係にある君主の大使で同じ宮廷に駐劄している者は、開戦の期間はお

互いに訪問することはない」。しかしながら、「彼らが偶然出会った場合にはお互いに礼儀正しく civil しなければならぬ」のである。⁽⁴⁴⁾ こうして、作法の政治的な意義はむしろ、戦争という非常事態において明らかとなる。すなわち、作法は戦争に秩序を与え、交渉の余地を残し、宣戦と講和を型通りに行うためにも必要とされるのである。

第二節 「交渉の技術」

ルイ一四世期の外交官カリエールの『外交談判法』(1716)は、以上のようなヴィクフォールの外交論を踏襲しながら、「主権者と交渉する技術」の要諦を簡潔に記した作品であった。⁽⁴⁵⁾ この著作が「政治的知恵の宝庫」⁽⁴⁶⁾ として、のちの時代のサトウやニコルソンから高い評価を得たことは周知の通りである。

カリエールにおいてもまた、交渉が国際関係の運営に不可欠であることが強調される。彼によれば、交渉の技術は「きわめて重要な事柄」であり、どんな国家の運命も交渉家の行状と手腕に左右される。主権者にとっては「近くや遠くの国々と、公然と、または秘密裡に、平時と戦時とを問わず、絶えず交渉を続けている」ことが必要不可欠である。他方で、交渉の要諦は「人の心と意志を動かす」ことにあり、「理性と説得による手段を試みつくしたのちでなければ、武力行使の手段に訴えない」ことを「大原則」とすべきである。それゆえ、交渉家の主要な任務は、このような主権者の利害と交渉の原則に従って「主君と任国の君主の間の良好な関係を維持すること」にあるが、「その務めを立派に果たすことがこれほどにむずかしい職業は、おそらく他にない」のである。⁽⁴⁷⁾

以上のようなカリエールの「交渉の技術」論の背景として、ヴィクフォールがすでに観察していたウェストファリア条約以降のヨーロッパ国際社会の枠組みが前提とされていたことは見逃せない。カリエールによれば、「ある君主ないし国家が、すべての隣国に命令できるほどに強ければ、交渉技術は不必要となる」。⁽⁴⁸⁾ これに対して、同時代の「ヨー

ロッパを構成しているすべての国々」には、「相互の間に避けることのできないさまざまな結びつきや関係」がある。したがって、「そのいずれかの部分に大きな変動が起ると、必ず他のすべての部分に動揺が及ぶ」。それゆえ、交渉の効果は絶大であり、それに携わる交渉家は「しばしば軍隊を維持するにも劣らぬ効果を、わずかな費用であげる」のであった。⁽⁴⁹⁾

ヴィクフォールの議論にも見られたように、このような初期近代ヨーロッパを舞台装置とした「交渉の技術」はまた、同時代の宮廷社会における「文明の作法」と不可分のものであった。カリエールは、ヴィクフォールと同様に演技の比喩を用いながら、大使に「気品とか高雅さ」*noblesse*⁽⁵⁰⁾が必要とされることを次のように主張した。

大使は、いわば、大切な役割を演ずるために、舞台の上で公衆の目の前に身をさらしている俳優である。彼は職務上、君主を代表する権限を有し、他国の君主と特別の交際関係にあるので、このことが彼を、自身の個人的身分より高く持ち上げて、地上の支配者たちといわば対等にする。従って、この職務にふさわしい威厳を保つことができないければ、大根役者扱いされるより他はない。⁽⁵¹⁾

このようなカリエールにおける「外交」と「作法」の連関を象徴的に示す作品として、彼が晩年の一七一七年に出版した『世界の知識』⁽⁵²⁾が挙げられる。この作品の重要性はほとんど指摘されていない。しかしながら、題名が示すように、この『世界の知識』は明らかにルネサンス期以来の「作法書」の系譜に属する書物である。彼によれば、「世界の知識」は「人間の機知の傑作」であり、その目的は、「文明化された人々の間に確立された、共通の *civility* と *politeness* の規則」に従って、「あらゆる人間とともに善く生活し、彼らの好意をつかみ、評価を得ること」にあった。⁽⁵³⁾ また、ここで重要なのは内面よりも外観である。なぜなら、「大部分の人間は他者を外面のみで判断する」からである。したがっ

て、「上品な振舞いはそれをきちんと守る人にとって、日常生活だけでなく、きわめて重要な事柄においても限りない便宜を提供する」のである。⁽⁵⁴⁾

第四章 初期近代ブリテンにおける「外交」と「作法」

第一節 「外交の作法」の受容

以上のように、ヴィクフォールとカリエールの議論は、「大使の職務」や「交渉の技術」の重要性を強調するとともに、「外交」と「作法」の内在的な連関を明らかにしている。このような大陸の宮廷を発信源とする「外交の作法」は、同時にまた、「ヨーロッパ」の辺境に位置するブリテンにも次第に浸透していったと考えられる。⁽⁵⁵⁾

このことを端的に示すのが、同時代におけるヴィクフォールとカリエールの翻訳と受容であろう。『大使とその職務』は一七一七年、『外交談判法』はその前年の一六年に英訳され、当時の外交官志望者を中心に広く読まれることとなる。⁽⁵⁶⁾たとえば、二七年の『クラフツマン』の論説（第六四、六五号）では両者の議論がともに取り上げられ、とくに『大使とその職務』については、「今日の大使であれば、誰であれ、これほどまでに有用な作品を推奨しない者はない」と高い評価が与えられた。⁽⁵⁷⁾また同じ論説では、これに続けて『大使とその職務』の要旨が紹介されている。その内容は、大使の特権が「主権をもつとも際立たせる指標」であること、「高貴な外観や優れた見せかけ」の必要、大使が「少しばかり喜劇役者であるべき」ことなど、すでに前章で指摘した点を強調するものであった。⁽⁵⁸⁾そのうえで、この論説では独自に、次のような大使論のまとめがなされた。

大使は、少なくとも、それなりの立派な外観と風采を保ち、卓越した能力に恵まれなくとも健全な判断力を備え、上品な教育と十分な世界の知識があり、そしてとりわけ、真面目で思慮深く、分別のあることで評判な人物であるべきである。⁽⁵⁹⁾

このように、同時代の外交論が作法に対する高い関心とともに受容されていたことは、カリエールの『外交談判法』の英訳者序文にも見出すことができる。そのなかで英訳者は、外交官の重要性を指摘するにあたって、「グレート・ブリテン」が相互依存的な国際関係に置かれている事実を指摘する。すなわち、「この島国の国力と富は、他国との商業にすべて依存している」のである。したがって、ブリテンの対外政策は、その「生命線」である外国貿易を円滑化することが優先される。⁽⁶⁰⁾ 英訳者によれば、『外交談判法』はまさに、これらの政策の実現を課題とする外交官に対して、「異なる身分や地位にある人物にいかに対応するか」、あるいは「自身の主権者や派遣先の君主の好意や評価を得るために、彼らの物腰や振舞いはどうあるべきか」を教示する書物であったのである。⁽⁶¹⁾

『外交談判法』の英訳者はさらに、これらの「思慮ある原則」が外交官に限定されず、「人と人との間の交際」一般にも充分適用されることを強調した。⁽⁶²⁾ このように、カリエールの議論は単なる外交論としてではなく、日常的に実践される「文明の作法」論としても読まれていた。このことは、『外交談判法』に続けて、彼の『世界の知識』もまた一七一七年に英訳されたことから理解できよう。⁽⁶³⁾ とくに七〇年版の英訳者は、ルソーと対比させながら、『世界の知識』のなかに「多くの確実な真理」が含まれていることを強調した。すなわち、カリエールが示した「上品な politeness の規則」は、「ルソー氏」のような「きわめて天才的なパズル屋」による深遠な「パラドックス」や「手の込んだ議論」とは趣が異なる。⁽⁶⁴⁾ しかしながら、それらの規則は「思慮や人間性、趣味や便宜、正しい適宜性 propriety の感覚」に「固く基礎付けられて」おり、「我々の関心を喚起し、分別ある行動の手段へ向けさせる有益なマニユアルの指針」とし

て抽出されたものに他ならないのである。⁽⁶⁵⁾

第二節 初期近代ブリテンの外交官——ウォットンとテンプル——

続けて、これらの外交論の名宛人であったブリテンの外交官たち（ウォットン、テンプル、チェスターフィールド）にも目を向けてみたい。イングランドにおける常駐大使の交換は、イタリア諸国家に続いて一五世紀末頃から開始されている。⁽⁶⁶⁾ 一八世紀までにはパリやマドリッド、ハーグ、ウィーンをはじめ、コンスタンティノープルやペテルスブルグを含めたヨーロッパ各地に大使が派遣されるようになった。⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾ 他方で、とくに名誉革命以降のブリテンは、オランダ出身のウィリアム三世の登位によって、ヨーロッパ国際政治にも積極的に関与するようになる。⁽⁶⁹⁾ とはいえ、地政的な要因や慢性的な財政不足、議会制に内在する政治的安定性の欠如、常備軍の不在、王位継承の問題などが要因となり、ブリテンは強国フランスを前に、常に他国と対仏同盟を組まざるを得ない状況に迫られた。⁽⁷⁰⁾ このことが伝統的な「勢力均衡」政策を導くと同時に、高度な「交渉の技術」を有する外交官の必要を生み出したのである。

ブリテンの外交官はこの間、「作法書」の受容や「大陸旅行」の実践に加え、⁽⁷¹⁾ ヴイクフォールやカリエールらの外交論を通じて、ヨーロッパ標準の「コモンセンス」を再生産していった。⁽⁷²⁾ このような伝統を端的に示す外交官の一人が、ジェームズ一世期のヴェネツィア駐在大使ヘンリ・ウォットンであろう。⁽⁷³⁾ 彼は一方で、「大使とは、コモンウェルスの利益のため、外国に嘘をつくために派遣される誠実な人間をいう」という一文を残した人物として悪名が高い。⁽⁷⁴⁾ しかしながら、他方でウォットンは、長期に亘る大陸旅行（1588-95）とイタリア滞在（1601-3）の経験を通じて「外交の作法」を修得した人物でもあった。アイザック・ウォルトンの『伝記集』によれば、ウォットンはイタリアから帰国した際、「甘美な話術と礼儀正しき Civilities」が織り込まれた「とても人を感心させる振舞い」を身につけて周囲を魅了した。⁽⁷⁵⁾

彼はとくに、一五九三年にシエナに滞在した折、古老のローマの宮廷人から「すべての世界を安全に渡って行く」ための「デルフォイの神託」を授かった。すなわち、「意見は差し控え、表情は広やかに」*I pensieri stretti e il viso sciolto* という原則である。ウォットンは晩年に至ってから、この経験をフランス駐在大使の子息の家庭教師や、イタリア旅行に出発する前のミルトンに対して繰り返し語り聞かせた。⁽⁷⁶⁾

また、ヴィクフォールによって「当代随一」の外交官の一人に挙げられたのがウィリアム・テンプルであった。⁽⁷⁷⁾のちにチャールズ二世の枢密顧問官となったテンプルは、ブリュッセルやハーグに幾度となく派遣され、フランスに対抗するための三国同盟（1668）や、のちのウィリアム三世とメアリ二世の婚姻（1677）を成立させた。⁽⁷⁸⁾プケーの指摘にも見られたように、『エッセイ集』や『オランダ論』をはじめとするテンプルの著作もまた、同時代のジェントルマンの必読書となった。⁽⁷⁹⁾たとえば、「交際論の覚え書」では、「社交性は人類に付与された資質である」とされ、交際の諸相が「孤独な生活」との対比や、「見境のない礼儀」に対する批判、ダンスの「優美さ」の比喻等を通じて記されている。⁽⁸⁰⁾一七三八年に出版された匿名作者による作法書『ジェントルマンの交際』によれば、これらのテンプルの作品は、「タキトウス」や「マキアヴェッリ」とは異なり、交際における「節度」を教える。すなわち、テンプルの考察は「思慮深く気持ちのよい会話」に適しており、「ジェントルマンに相応しい方法で学問を活用するため」に不可欠とされたのである。⁽⁸¹⁾

第三節 チェスターフィールドの外交論

以上のように、「外交の作法」は書物の翻訳だけでなく、外交官の経験と実践を通じて洗練された。このことは、『ジェントルマンの交際』のなかに、先に挙げたウォットンの格言 *I pensieri stretti e il viso sciolto* が「思慮の指標」

として言及されていたことから理解できよう。⁽⁸²⁾ さらにこの格言は、一八世紀を代表する宮廷人、第四代チェスターフィールド伯によっても繰り返し説かれた。彼によれば、それは、「イタリア政治における唯一の誠実な基本原則」であり、宮廷社会における「世界の知識」であったのである。⁽⁸³⁾

この世界の知識はさらに、とくに二つの事柄を我々に教える。どちらも限らない結果をもたらすが、どちらも自然が我々に仕向けたものではない。すなわち、我々の気分を抑制すること、そして、表情を統御することである。

……「世界に通じた人物―筆者註」は意志が固く、態度は穏やかである。彼は卓越した教則を実践する。すなわち、「優雅にして堅固であること」*suaviter in modo, fortier in re*。そしてもう一つは、「意見は差し控え、表情は広やかに」*I pensieri stretti e il viso sciolto*である。……世界を渡るなかでは、人はきわめて不愉快な場面においても、穏やかに、何事もないような顔つきを頻繁にしなければならない。彼は、まったく気分が異なるときでも喜んでみせなければならない。彼は、内心剣をもって対面したい相手にも、微笑みながら近寄り、迎え入れなければならない。宮廷においては、彼は自身の内面を外に出してはならないのである(1752.4.30)。

チェスターフィールドの経歴は、彼がこのような宮廷の政治学を実践した人物であったことを示している。彼はウォルポール批判によって下野したこともあったが、その前後にジョージ二世の国王寝室付侍従、宮廷行事の監督者である王室長官、アイルランド総督、そして外交事務を統括する北部局秘書長官を歴任した。彼はまた、当時の「もつとも印象的な外交官」⁽⁸⁴⁾の一人でもあった。一七二八年にハーグ駐在大使を務めた際、彼が上官の秘書長官タウンシェッドに対して送ったプライベート・レターには、「この大変重要な事項につき、私が思いつくであろうすべての事柄を殿下にご考慮いただくことが私の義務と考えます」との記述がある。⁽⁸⁵⁾

チェスターフィールドの『息子への手紙』は、このような彼の政治経験を踏まえ、ドイツ、イタリア、フランスへの大陸旅行の途上にある庶子スタンホープに向けて、「外交の作法」を繰り返し説いた作品であった。彼によれば、外交官の「職業」には、「世界の知識」や「上品なマナー」、「人を惹きつける態度」が「絶対に必要」であった（1751.3.25）。外交官は常に交渉に携わる訳ではなく、その技術を発揮する機会は限られる。しかし、その一方で「毎日そして毎時間、ビジネスを成功に導く道を準備し、なだらかにしなければならぬ」。そのためにも「マナー」を駆使して「その土地のもっとも重要な人物の信頼」を獲得し、「気付かぬうちに外国人と思われるようにすること」が必要である（52.6）。⁽⁸⁶⁾ また、このような振舞いには「優雅さ」Gracesが必要であり、それを会得し実践するには、たとえば「上手に座り、立ち、歩くため」のダンスを「うまく踊らなくてはならない」（48.9.27）。⁽⁸⁷⁾

言うまでもなく、このような「外交の作法」を身につけるためには、ダンスはもちろん、これまでの作法書や外交書の伝統や歴史の教訓も総動員される。のちに下級外交官となる息子のスタンホープは、大陸旅行の途中でカリエールやブケーの書物を「注意して」読み（1748.3.25）、父であるチェスターフィールドは「優雅さ」の大切さを教える教科書としてロックの『教育についての考察』をドイツに送り届ける（48.11.18）。チェスターフィールドはまた、これらの「優雅さ」が外交交渉で決定的な役割を果たした例として、スペイン継承戦争における初代モールバラ公の業績に繰り返し言及する。モールバラは偉大な軍人でもあったが、一方で「人間に通じた」優れた交渉家でもあり、「人を惹きつける優雅なマナー」によって対フランス大同盟を成功に導いた。すなわち、「男も女も反対できない」彼のマナーこそが、「多様な相争う諸国家を結びつけ」、「個々ばらばらの見解や嫉妬や固陋さにもかかわらず、戦争という主要な目的に彼らを結集させること」を可能にしたのである（48.11.18; 52.4.13; 52.6）。⁽⁸⁸⁾

第五章 「外交の作法」の危機―バークのフランス革命批判―

第一節 外交と共和国

ところが、作法書の伝統や大陸旅行の経験に加え、以上のような古典的な外交書の受容や統治エリートによる実践を通じて繰り返し再生産されてきた「外交の作法」は、一八世紀の後半に大きな危機に直面する。その前兆はすでに、ハーグ滞在時のチェスターフィールドの経験にも窺える。当時、彼の任務は、神聖ローマ帝国との友好条約にオランダを加えることにあった。しかしながら、この過程で彼は、この「共和国」という「多頭の怪物」⁽⁸⁹⁾にはこれまでの作法が通用しないことに気付く。彼の上官やウィーン駐在大使に宛てた書簡には、「忍耐もほとんど尽きた」彼の困憊した様子が記されている。彼によれば、「四、五人」の大臣と交際すればよいウィーンとは異なり、オランダでは「多様な氣質と思考と利害」を有する「二、三百人の主権者」を相手にせねばならない。したがって、会議や交渉はまとまらず、「民衆の些細な事柄への自然な着目」や「共和政府と不可分な詭弁と不信の精神」によって「たくさん⁽⁹⁰⁾の異論」が噴出する。このような「共和政府の不便さと愚かさ」を「充分に経験した」彼は、「このように構成された政府が、いやしくもビジネスを遂行することが果たして可能なのか」という疑問を抱くに至った。⁽⁹⁰⁾

もっとも、カリエールの指摘にもあったように、とくにウェストファリア条約以降のヨーロッパにおいては、このような共和国を含めた諸国家による相互依存や勢力均衡の状態が想定されていた。⁽⁹¹⁾たとえば、プーフENDORFは一六七二年に出版された『自然法と諸国民の法』のなかで同時代の「国家間の制度」に言及した。すなわち、「一つ以上の国家がある特殊で厳格な絆によって一つに結ばれ、一つの身体を形成しているように見えながらも、その各構成員は、みづからに関わる事項について至高の主権を有している諸国家の制度」である。⁽⁹²⁾また、ヒュームは勢力均衡を主題にした

エッセイにおいて、古代ギリシャの事例を挙げながら、それを維持する原則が「コモンセンス」に基づいていることを強調した。⁽⁹³⁾さらに、ギボンの『ローマ帝国衰亡史』では、拡大ののちに腐敗墮落したローマ帝国と比べ、当時のヨーロッパの国際秩序が優れている点が次のように指摘された。

ヨーロッパは今日、大小さまざまながら一二の強力な王国、三つの立派なコモンウェルス、さらに小さいながら独立した多様な国々に分かれ、王あるいは高官として才能を揮う機会は、少なくとも統治者の数に見合つて増大した。……暴政の濫用が恐怖と恥辱の相互作用で抑制される結果として、共和国は秩序と安定とを身につけ、王政は自由、少なくとも節度の原理を体得して、時代の一般的なマナーズ *general manners of time* によつて欠陥だらけの国制にさえも名誉と正義を重んずる多少の意識が植えつけられる。平和時にはこれら多数の精力的なライバルとの競争で知識と産業の進歩が加速され、戦時にはヨーロッパ各国の軍隊が決定的とまではいかぬ適度の対抗意識で訓練される。⁽⁹⁴⁾

ギボンによれば、同時代のヨーロッパは古代ローマとは異なり、もはや「蛮族」の侵入に脅かされない「文明化された社会」であり、「一つの一大共和国」であつた。そして、ここで改めて指摘すべきは、このような彼の主張の背後に、「ヨーロッパ各国の住民が上品と *politeness* と文化 *cultivation* の点ではほぼ同じ水準に達している」との判断があつたことであろう。⁽⁹⁵⁾ すなわち、初期近代ヨーロッパの国際秩序は、「文明の作法」の浸透と共有によつて成立していると考えられていたのである。

第二節 外交と革命

ところが一八世紀後半、このようなヨーロッパという「一大共和国」／「文明社会」は、ギボンの啓蒙主義的な樂觀に反し、その存在理由を「新しい共和国」によって内側から脅かされることになる。すなわち、フランス革命の勃発である。言うまでもなく、この革命の進行を激しく批判したのがエドマンド・バークであった。以下で見るように、バークによれば、革命はまさに「上品さ politeness の觀念の大幅な革命」⁽⁹⁶⁾であり、伝統的な「ヨーロッパ共同体」を暴力的に破壊するものであった⁽⁹⁷⁾。そして、ブリテンの政治的言語のなかに diplomacy や diplomatic が新たに登場したのもまた、このようなバークによる革命批判の文脈においてであった。

OED は形容詞 diplomatic が「外交」に関する意味で用いられた例として、一七八九年に発行された『アニュアル・レジスター』（八七年度版）を最初に挙げている。バークは五九年の創刊当初からこの年鑑に携わり、革命前年に至るまで国内外の政治事情の執筆もしくは校閲を担当していたとされる。もともと、八七年度版では、diplomatic は単に「外交事項」を指すのみである⁽⁹⁸⁾。しかし、この年度の記録で注目すべきはむしろ、この時点ではまだ、フランスでの事態がブリテンとの「相互交流」の観点から肯定的に捉えられていたことであろう。すなわち、『アニュアル・レジスター』は、両国の「自由な交流」や「相互コミュニケーション」が盛んになった結果、ブリテンの「自由の精神」を模範とした「世論の革命」が絶対主義のフランスで起こりつつあると判断していたのである⁽⁹⁹⁾。

この『アニュアル・レジスター』が想定していた世界は、相互交流や勢力均衡によって成立するヨーロッパ共同体であった。たとえば、六〇年版においては、勢力均衡が「陰謀の精神」⁽¹⁰⁰⁾によって十分に機能していないことが批判されながらも、「大使」の存在や「交渉」が各国の相互関係を強めた結果、戦争が事実上無意味になっていることが指摘された。

あらゆる宮廷に常駐している外国の大使の存在や、絶えず行なわれている交渉は、同盟や対立の範囲をともに拡大した。その結果、対立関係が生じる際にはいつでも、戦争の舞台は常に巨大になる。すべての陣営は、このように指揮の範囲が拡散する状況下では必ず、強い側面と弱い側面とを有する。一方で得た成果を他方では失う。その結果、彼らの取り分は均衡する。それに関与した諸国家がすべて、多くを失うことは確かである。もつとも幸運な者もほとんど得るものはない。彼らが獲得したものは決して負担と損失に合理的に見合うものではないのである。⁽¹⁰⁾

また、七二年版ではポーランド分割という「我々の偉大なヨーロッパ共和国の国制」を覆す「革命的」な事態を前に、「ヨーロッパ共同体」の理念が改めて強く主張された。⁽¹¹⁾

ヨーロッパを巨大なコモンウェルスと考え、政治的・商業的には統一されているが、それぞれの部分が個別に分離しており、国力は等しくないが独立を保ち、どの国も他を圧倒するほど決して強力にならないようにする考えは、偉大で自由の理念に適っており、たとえ野蛮の結果であっても、もつとも賢明な政策のもつとも大きな原理に基づいている。このヨーロッパ世界という小さな部分が、残りの世界に対して驚くべき（そうでなくては説明がつかない）優越性を得てきたのも、このシステムに負っているのである。⁽¹²⁾

第三節 外交と文明

以上のように『アニユアル・レジスター』においては、勢力均衡やヨーロッパ共同体の原則は、「陰謀の精神」や「ポーランド分割」といった逸脱の事例を通じて、むしろ繰り返し確認されてきた。⁽¹³⁾ところが、他方でバークは、フラ

ンス革命の進行につれて、それが「自由な交流」を否定するだけでなく、「文明社会」そのものを転倒させる「ヨーロッパが見たことも想像したこともない代物」であることに気付く。⁽¹⁰⁵⁾ 彼は九〇年に『フランス革命の省察』を公刊したのちも革命批判を続け、晩年の九六年には『国王弑逆の総裁政府との講和』を出版する。⁽¹⁰⁶⁾ 彼はそこで、ルイ一六世の処刑や革命戦争の拡大、第一次対仏同盟の瓦解といった事態を前に、フランスとの講和を模索するピット内閣の方針に激しく反対した。⁽¹⁰⁷⁾ 彼はまず、対仏戦争が既存の戦争とはまったく異質であることを以下のように強調する。

われわれの現在の戦争は特別な、本性のものである。われわれの敵は感情もしくは利益の風向き次第で友好ないし敵対の態度を示すありきたりの共同体——つまり気まぐれにに応じて戦争を始めそれに厭いたらさつさと断念するような国家とは全く違う。われわれの戦争相手はその本性上他のすべての統治に敵対するゆえに、戦争と平和がこれらの転覆に最も好都合な政策であるから戦争と平和を選択する体制なのである。⁽¹⁰⁸⁾

バークによれば、革命フランスは「民主主義以外のあらゆる統治がとりもなおさず篡奪である」と公言する「国王弑逆国家」であった。⁽¹⁰⁹⁾ したがって、本質的に「あらゆる文明諸国民への敵対情況」⁽¹¹⁰⁾ にあり、これまでの外交の作法を否定して「新しく発見された交渉のシステム」⁽¹¹¹⁾ を採用する。バークの考えでは、「講和の交渉」には「たとえ当事者の腹の中がどうであれ」、相手に対する「当座の便宜的な信用」⁽¹¹²⁾ が必要となる。ところが、革命フランスは、「相手方の背信と裏切りが交渉自体の基礎だと公言してはばから」ず、「最低限の儀礼も愛想」もないまま「隣人を破壊」し、その周辺地域を次々に併合した。⁽¹¹³⁾ バークは続けて、革命政治家の「主要な原理」は「対外的な拡大」であったと見なし、彼らを diplomatic politicians と呼ぶ。⁽¹¹⁴⁾ さらに、バークによれば、このような伝統的な勢力均衡の原則に反する「国民的強大化の計画」の手引きとなった人物こそマキアヴェッリであった。しかも、この場合のマキアヴェッリは通俗的な権謀術

数のイメージで捉えられているのではない。すなわち、diplomatic politicians は『リウイス論』を「常に手にしながら」君主制を打倒し、同時にまた、ローマ共和政をモデルにした「拡大の帝国」を目指したとして批判されたのである。⁽¹⁶⁾

「外交」diplomacy が新たに登場した時代は、「革命」によって古典的な「交渉」negotiation の原則が破棄された時代でもあった。⁽¹⁷⁾ バークはさらに、このような「外交の作法」の喪失に、その原因となる「文明の作法」そのものの崩壊を見た。彼が着目したのは、革命フランスによる「科白」や「身振り」、「帽子や靴」までに至る日常的な行動の「型」に対する統制であった。⁽¹⁸⁾ 彼は、このような生活の様式に関わる「マナーズ」manners が「法」よりも重要であることを次のように指摘する。⁽¹⁹⁾

マナーズは法よりも一層重大な影響を及ぼす。……マナーズはまさしくわれわれが呼吸する空気のように日常の整一的恒常的で無意識的な働きを通じてわれわれを苦しめるか慰め、腐敗もしくは純化させ、向上もしくは墮落させ、野蛮もしくは優雅にする。われわれの生活の形式と色彩の全体を決定するのがマナーズである。⁽²⁰⁾

バークによれば、人間は「決してお互いが全く独立した状態に生きてはいない」のであり、「相互の類似、順応、共感によって連帯に誘われる」。これは国家間も同様であって、「同質性と類似」は「信頼」を生み、「調停」を容易にし、「怨念」を忘却させる。したがって、「平和は一段と平和になり、戦争は或る程度まで戦争でなくなる」。この意味で、ヨーロッパはまさに、「同質性と類似」から成る一つの「コモンウェルス」であった。そこでは、「社交の様式や生活の全形式や流行の面での類似から、ヨーロッパ市民は誰であれ、どの場所でも完全な余所者でありえなかった」のである。⁽²¹⁾ ところが、このようなヨーロッパの「文明の作法」を拒絶し、「最も粗野で下品で野蛮で狂暴なマナーズの体系を確立

した」のが革命フランスであった。⁽¹²²⁾ バークによれば、このようにして「宇宙全体との分裂」を作り出した「フランスの国王弑逆者ども」は、もはや「フランス」でもなかったのである。⁽¹²³⁾

おわりに

以上のように、初期近代のブリテンでは、ルネサンス期から一八世紀のバークに至るまで、ヨーロッパ標準の「外交の作法」の伝統が持続的に再生産されていた。この間、マキアヴェッリの共和主義的な拡大国家論とは別個に、「作法書」の受容や「大陸旅行」、時には「ダンス」の修得を通じて、他者と交際し、交渉し、共存するための「知性や機転」、あるいは「思慮や知恵」が培われた。ヴィクフォールやカリエールらの外交書や、ウォットン、テンプル、チェスターフィールドといった外交官の足跡は、この時期の外交が「文明の作法」とは不可分であったことを我々に伝える。バークには当然の所与であった「ヨーロッパ共同体」の「同質性」や「勢力均衡」の原則は、このような作法の自覚的な共有を前提としていた。外交は戦争を排さないが、作法によって暴力と感情が抑制される。「外交」 negotiation は文明の営為であった。

もつとも、マキアヴェッリやフランス革命の例が逆に示すように、「外交の作法」の舞台は、とくにウェストファリア条約以降の宮廷社会に限定されていた。そこでの文明的な、洗練された相互依存の関係は、「近代」の「デモクラシー」と「ナシヨナリズム」によって脅かされる。⁽¹²⁴⁾ むろん、フランス革命後もウィーンの会議で「踊る」ことはできた。⁽¹²⁵⁾ しかしながら、たとえば、海を隔てた第三代アメリカ大統領ジェファソンは「外交」の意義を否定し、原則として「ヨーロッパの政治に関わらないこと」を望む。彼によれば、外交は「世界の平和にとってのペスト」であり、「ヨーロッパのほとんどすべての戦争が製造された作業場」であった。他方でまた、「反共和主義の香りがするもの」を改変

することを「義務」と見なした彼は、伝統的な「外交官のジェントリ」の流儀を無視するに至る。すなわち、一八〇三年一二月、イギリスの初代アメリカ駐在大使夫妻を夕食に招いた際に、彼は席順に関する異国の「公的な代理人」の意に反し、あえて一般「市民」との「平等」の原則を適用したのである。⁽¹²⁶⁾

もっとも、ヨーロッパの「文明」も「ヤヌスの顔」を有する。言うまでもなく、非ヨーロッパ世界の植民地化がそれであり、たとえばロックの議論にも内在する「文明における野蛮」⁽¹²⁷⁾の問題を見過すことはできない。⁽¹²⁸⁾しかしながら、ここで議論をあえて西洋世界に限定すれば、その「文明」の内部にも大きな歴史的断層があつたことが分かる。ウィクフォールによれば、「国王や君主たち」の間では「友好関係がありうる」が、「二つの国民 Nations の間では決してあり得ない」⁽¹²⁹⁾。ところが、かつての「文明の作法」が「革命」や「共和主義」によつて放逐されるとともに、そこで登場したのが、このような「国民」が主体となる新時代の「外交」diplomacyであつたのである。⁽¹³⁰⁾

※本稿は平成一七年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。

※また、本稿は九州大学政治研究会(二〇〇五年七月一六日)で報告した原稿に加筆・修正を加えたものである。いつものように出席者の皆様からは有益なコメントを頂戴した。とくに遠方からお越しいただいた加藤節先生(成蹊大学)、森茂樹先生(久留米大学)には改めて感謝申し上げたい。

(1) H・ニコルソン『外交』斎藤眞、深谷満雄訳、東大出版会、一九六八年、四頁。坂野正高『現代外交の分析—情報・政策決定・外交交渉』東大出版会、一九七二年、六一—一頁。

(2) ニコルソン『外交』、一八—二〇頁。

(3) Sir Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*, vol. 1 (London, 2nd ed. 1922), p. 1, reprinted in *Collected Works of Ernest Mason Satow*, part 1, vol. 8 (Bristol: Ganesha Publishing, Tokyo: Edition Synapse, 1998). なお、この作品は現在、第

五版 (1979) まで出版されているが、三版以降はその時々の編者によって、時代の変化に応じた大幅な改訂がなされている。そのため、*Satow's Guide* として名前を冠し続けることが適切かどうか、疑問が提起されている。G. R. Berridge and Alan James eds. *A Dictionary of Diplomacy* (2nd ed. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), p. 237.

(4) 同様の問題は、日本における外交研究そのものについても当てはまるようである。細谷雄一『大英帝国の外交官』筑摩書房、二〇〇五年、二四頁。

(5) もっとも、政治学の古典から外交理論の発展を導き出そうとする試みは、近年、レスター大学の B. R. Berridge を中心に盛んになりつつある。G. R. Berridge, Maurice Keens-Soper and T. G. Otte eds. *Diplomatic Theory from Machiavelli to Kissinger* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2001); Berridge ed. *Diplomatic Classics: Selected Texts from Commynes to Vattel* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004). このような試みの先駆けとして、*Studies in History and Politics*, vol. 2, no. 2: Special Issue: Diplomatic Thought 1648-1815 (1981/2).

(9) とくに初期近代ヨーロッパにおいては、国家はいわゆる「国民国家」ではなく、「多元的」multiple もしくは「複合的」composite な国家であることが常態であった。「イギリス」もまた、ウェールズやスコットランド、アイルランドといった歴史的共同体を包含する「ブリテン」であると同時に、アメリカをはじめとする海外植民地を経営する「帝国」であったことは言うまでもない。本稿はこのような観点から、「イギリス」ではなく「イングリランド」もしくは「とくにスコットランドと統合した後の一八世紀以降については「ブリテン」を採用する。

(7) もっとも、このことは、とくに一九世紀以降の思想史理解における national context の重要性を軽視するものではない。Cf. Dario Castiglione and Iain Hampsher-Monk eds. *The History of Political Thought in National Context* (Cambridge: Cambridge U. P., 2001).

(8) このような問題関心から、政治思想史と国際関係論を架橋しようとする最近の試みとして、Ian Clark and I. B. Neumann eds. *Classical Theories of International Relations* (London: Macmillan, 1996) (イアン・クラーク、アイヴァー・B・ノイマン編『国際関係思想史—論争の座標軸』訳者代表 押村高、飯島昇藏、新評論、二〇〇三年)。他にも、David Boucher, *Political Thought of International Relations: From Thucydides to the Present* (Oxford: Oxford U. P., 1998) を古典的テクニストのベン・ロビンソンと Chris Brown, Terry Nardin and Nicholas Rengger eds. *International Relations in Political Thought: Texts from the Ancient Greeks to the First World War* (Cambridge: Cambridge U. P., 2002) など。また、近年における自然法論の観点からの研究例として、Richard Tuck, *The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant* (Oxford, Oxford U.P., 1999)。

- (9) ロック『市民政府論』鵜飼信成訳、岩波文庫、一九六八年、一四八頁。
- (10) 同、一四九頁。なお、ここで付言すれば、ロックの政治思想、とくに彼の『統治論』についても、当時の対外的な国際関係の観点から再考される余地が残されているように思える。たとえば、『統治論』の出版意図の問題に限っても、たんに名誉革命の正当化という旧来の視点だけでなく、ウィリアムという外国人君主を新たに主権者として招き入れるという、言うなれば inclusion crisis の観点から新たに解釈できるのではないか。
- (11) ノルベルト・エリアス『文明化の過程(上・下)』波田節夫、中村元保、吉田正勝他訳、法政大学出版社、一九七七、七八年。同『宮廷社会』波田節夫、中埜芳之、吉田正勝訳、法政大学出版社、一九八一年。
- (12) 木村俊道「宮廷から文明社会へ―初期近代ブリテンにおける『文明』と『作法』―」、『政治研究』(九州大学政治研究会) 第五〇号(二〇〇三年)、一五―四三頁。
- (13) 同「文明・作法・大陸旅行―ジョン・ロックとシャフツベリの対話―」、『政治研究』(九州大学政治研究会) 第五二号(二〇〇五年)、二五―五五頁。
- (14) Antoine de Pecquet, *Discourse on the Art of Negotiation*, tr. Aleksandra Gruzinska and M. D. Sirkis (New York: Peter Lang, 2004), p. 5; *Discours sur l'art de negocier* (Paris, 1737), pp. vii-x. この作品については Berridge ed. *Diplomatic Classics* に簡単な解説 (pp. 159-61) と抜粋 (pp. 162-73) がある。なお、本稿で参照したフランス語版のテキストは主に 'Bibliothèque nationale の電子図書館 gallica を利用した'。http://gallica.bnf.fr/
- (15) ニコルソン『外交』、六頁。
- (16) ニコルソン『外交』、第一章。坂野正高『現代外交の分析』二二―三三頁。ルネサンス期については、Garrett Mattingly, *Renaissance Diplomacy* (1955; New York: Dover Publications, 1988). 以下、近代ヨーロッパの国家システムと外交との関係については Keens-Soper, 'The Practice of a States-System', in Michael Donelan ed. *The Reason of States: A Study in International Political Theory* (London: George Allen & Unwin, 1978), pp. 25-44. 以下、二〇世紀もづを射程に入れた「外交」史の概説については M. S. Anderson, *The Rise of Modern Diplomacy 1450-1919* (London: Longman, 1993); Keith Hamilton and Richard Langhorne, *The Practice of Diplomacy: Its Evolution, Theory and Administration* (London: Routledge, 1995).
- (17) Pecquet, *Discourse on the Art of Negotiation*, p. 16; *Discours sur l'art de negocier*, pp. xlviii-xlix.
- (18) Abraham de Wicquefort, *The Ambassador and His Functions*, tr. Mr. Digby (London, 1716; Leicester: The Center for the Study of Diplomacy, 1997), p. 53. フランス語版 Abraham van Wicquefort, *L'ambassadeur et ses fonctions* (Cologne, 1690), p. 83.

(19) もっとも、多少の躊躇はある。ヴィクフォールとブケーの両者とも、マキアヴェッリの教説は「とても正統的ではない」し、「しばしば極端となる個人的な見解」が含まれていることに注意を促してはいる。引用頁はそれぞれ右の註と同じ。

(20) 以降、マキアヴェッリからの引用は、『マキアヴェッリ全集』全六巻十補巻（訳者代表 藤沢道郎、筑摩書房、一九九八—二〇〇二年）から行い、巻と頁を本文中に括弧で示した。ただし、『君主論』と『リウィウス論』に関してはテクストの巻と章を記した。両著作のイタリア語版はそれぞれ Niccolò Machiavelli, *Il principe*, a cura di Ugo Dotti (1979; Milano: Feltrinelli, 1992); *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, introduzione di Gennaro Sasso, note di Giorgio Inglese (Milano: Biblioteca Universale Rizzoli, seconda edizione, 1996) を参照した。なお「使節報告書」について、日本語版『全集』には「フランシス王宮廷よりの報告」と「ヴァレンティノー公宮廷よりの報告」以外は収録されていない。他の報告書は未読である。

(21) Sir Herbert Butterfield, 'Diplomacy', in Ragnhild Hatton and M. S. Anderson eds. *Studies in Diplomatic History: Essays in Memory of David Bayne Horn* (Archon Books, 1970), pp. 357-72. 「用字」 p. 366. Butterfield, 'The Balance of Power', in Butterfield and Martin Wight eds. *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (London: George Allen & Unwin, 1966), pp. 132-75, esp. pp. 134-5. 同様にマキアヴェッリの外交論を包括的に検討しつつも、その重要性に疑問を呈し、彼の外交政策は「国力を増大させるための闘争に過ぎなかった」とする見解を示した議論として、Berridge, 'Machiavelli', in Berridge, Keens-Soper and Otte eds. *Diplomatic Theory*, pp. 7-32. とくに p. 24.

(22) グイッチアルディーニ『イタリア史』末吉孝州訳、太陽出版、二〇〇一年、三九頁。自身も在スペイン大使の経験をもったグイッチアルディーニの『リコルディ』には、大使や交渉に関する考察も含まれている。なかでも、次のような宮廷社会における art の重要性に関する一節は、おそらくマキアヴェッリには書けなかったであろう。

「若かったころには、私は、楽器をかなでたり、おどつたり、うたつたり、その他これに類する浅薄なことから長ずることを嘲笑したものであった。そればかりでなく、美しい字をかいいたり、乗馬に長じたり、着こなしがうまかつたり、またすべてこれに似たようなことがらは、人間の本质よりは外見を飾り立てるにすぎないと思っていたものであった。ところがさらに長ずるにおよんで、これとは反対の意見をもつようになってきた。……私は自分の経験に任せて、これらのうわべの飾りたてや、なんでも小器用にこなすことが、上流階級の人々にとってさえ威厳と風格と名声を与えるものであることがわかってきた」(C 179)。永井三明訳『フィレンツェ名門貴族の処世術—リコルディ—』講談社学術文庫、一九九八年、一五〇—一頁。

(23) Butterfield, 'The Balance of Power', pp. 133-7. 同様な指摘とついで E. V. Gulick, *Europe's Classical Balance of Power: A*

Case History of the Theory and Practice of One of the Great Concepts of European Statecraft (Ithaca, Cornell U. P., 1955), pp. 42-6; Anderson, *The Rise of Modern Diplomacy*, p. 152.

- (24) このようなマキアヴェッリの帝国論の分析に初めて本格的に取り組んだ研究として、Mikael Hörnqvist, *Machiavelli and Empire* (Cambridge: Cambridge U. P., 2004). Cf. Tuck, *The Rights of War and Peace*, p. 27. もともと、このような共和主義的な自由と帝国の議論は内在的な矛盾を抱えており、その両立可能性は常に論争的になった。ブリテンが対象ではあるが、共和政と帝国の理念、あるいは自由と偉大さの理念とのディレンマを指摘した議論として、David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge: Cambridge U. P., 2000), ch. 5 (デイヴィッド・アーミテージ『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギーの起源—』、平田雅博他訳、日本経済評論社、二〇〇五年)。また、とくにルネサンス期イングランドにおける帝国論の受容については、拙著『顧問官の政治学—フランシス・ベーコンとルネサンス期イングランド—』(木鐸社、二〇〇三年、第三章。一七世紀の「革命」期については、Jonathan Scott, *Commonwealth Principles: Republican Writings of the English Revolution* (Cambridge: Cambridge U. P., 2004), ch. 10. なお、福田有広氏の共和主義論は、このような対外的な imperium 論によって補完される必要があるように思える(福田「共和主義」、福田有広、谷口将紀編『デモクラシーの政治学』、東京大学出版会、二〇〇二年所収、三七—五三頁)。

(25) 塚田富治『カメレオン精神の誕生—徳の政治からマキアヴェリズムへ—』平凡社、一九九一年。

(26) Hörnqvist, *Machiavelli and Empire*, p. 75

(27) マキアヴェッリを共和主義者として解釈する最近の研究例として、鹿子生浩輝「マキアヴェッリにおける実践的意図とその一貫性」『政治思想研究』第五号、二〇〇五年、一〇三—一二頁。ここでは『君主論』と『リウィウス論』の一貫性が主張されるときも、『君主論』第七章までの議論が、ジュリアーノ・デ・メディチを念頭にした中部イタリア構想であったことが指摘されている(一一〇頁)。ただし、このマキアヴェッリに限らず、いわゆる「共和主義」の解釈は、とくにポーコックの研究以降、むしろ拡散の一途を辿っていることに注意すべきであろう。このような、近年における共和主義研究の展開と拡散をも示す例として、Scott, *Commonwealth Principles*.

(28) 『君主論』第五章、『リウィウス論』第一卷二六章。『君主論』(五章、二〇章)では、いみじくもピサとピストイアの例が言及されている。Cf. Hörnqvist, *Machiavelli and Empire*, ch. 4. もともと、『リウィウス論』では、都市の破壊は「残酷きわるやり方である」との言及もあるが、章の結論はこのような行為の善悪よりも、むしろ中途半端な態度を批判することにある。

(29) Wicquefort, *The Ambassador*, p. 53; L'ambassadeur, p. 83.

(30) 拙稿「宮廷から文明社会へ」。また、宮廷の思想的重要性に着目しつつ、人文主義を中心としたルネサンス期イングランドの

政治思想を扱った研究として、不十分ではあるが、拙著『顧問官の政治学』。

- (31) たとえばカステイリオーネは、一五〇六年にロンドンに派遣され、一三年からはウルビーノのローマ駐在大使、一三年にはマントヴァのローマ駐在大使、一五年には教皇庁大使（アドリッド）などを務めた。
- (32) Maurice Keens-Soper, 'Abraham de Wicquefort and Diplomatic Theory', in Wicquefort, *The Ambassador* (1997), pp. vii -xvii; 'Wicquefort', in Berridge, Keens-Soper and Otte eds. *Diplomatic Theory*, pp. 88-105; C. H. Carter, 'Wicquefort on the Ambassador and his Functions', *Studies in History and Politics*, vol. 2, no. 2: Special Issue (1981/2), pp. 37-59.
- (33) Wicquefort, *The Ambassador*, pp. 1-2.
- (34) *Ibid.*, pp. 2, 4, 296.
- (35) *Ibid.*, p. 296.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*, pp. 1-2.
- (38) *Ibid.*, pp. 4, 294-5.
- (39) *Ibid.*, p. 127.
- (40) *Ibid.*, pp. 128, 148.
- (41) *Ibid.*, p. 385.
- (42) *Ibid.*, p. 144.
- (43) *Ibid.*, pp. 167, 168.
- (44) *Ibid.*, pp. 196-7. 同様の議論は、ペケューやカリエールにも見られる。Pecquet, *Discourse on the Art of Negotiation*, p. 73; *Discours sur l'art de negocier*, p. 134. カリエール『外交談判法』八〇頁（次註参照）。Cf. Keens-Soper, 'The Practice of a States-System', p. 36.
- (45) François de Callières, *De la manière de négocier avec les souverains*, ed. A. P. Lempereur (Genève: Librairie droz, 2002). 英語版は、*The Art of Diplomacy*, eds. H. M. A. Keens-Soper and K. W. Schweizer (Lanham: University Press of America, 1983). 日本語版は、カリエール『外交談判法』坂野正高訳、岩波文庫、一九七八年（七刷）一九九七年。引用はこの坂野訳に拠った。カリエールについては、Keens-Soper, 'François de Callieres and Diplomatic Theory', *The Historical Journal*, 16 (1973), pp. 485-508; 'Callieres', in Berridge, Keens-Soper and Otte eds. *Diplomatic Theory*, pp. 106-24; K. W. Schweizer, *François de Callières: Diplomat and Man of Letters, 1645-1717* (Lewiston: The Edwin Mellen Press, 1995). 坂野「解説」

『外交談判法』、一九九—二二八頁。

(46) Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*, p. viii.

(47) カリエール『外交談判法』、九—一二頁。

(48) 同、五九頁。

(49) 同、一三、一八頁。また、次の一文は交渉の力を雄弁に語っている。

「交渉がもたらす眼に見える効果を、われわれは毎日のように見ている。交渉は、大国に突如として政変を起させる。交渉は、君主たちや諸国民をして、おのれの利益に反するにもかかわらず、国全体をこぞって武器をとらせる。交渉は反乱をけしかける。憎悪をかき立たせる。また、嫉妬心を燃え上がらせる。交渉は、利害の相対立する君主や政府の間に同盟条約またはその他の種類の条約を結ばせる。交渉は、そうした条約を破壊し、最も緊密な結合をも解消させる。交渉技術の上手下手によって、政治全般のあり方も、無数の個々の問題の様子も、その善し悪しが左右されるといえる。また、交渉技術は、人間が考え出したすべての法律よりも、一層大きな影響力を人間の行動に及ぼすといえる」(一八頁)。

(50) 同、二二頁。Callières, *De la manière de négocier*, p. 79.

(51) 同。

(52) Callières, *De la science du monde, et des connoissances utiles à la conduite de la vie* (Paris, 1717); *The Knowledge of the World and the Attainments Useful in the Conduct of Life* (London, 1770?). 引用は英訳版を用いた。

(53) Callières, *The Knowledge of the World*, pp. 7-8, 10.

(54) *Ibid.*, pp. 8-11.

(55) 両者の関連を示すテキストの例として、Sir William Keith, *An Essay on the Education of a Young British Nobleman, after He Leaves the Schools* (London, 1730) が挙げられる。この作品には、Some Observations on the Office of an Ambassador と題した小論が付されている。ここでは、本論において「人生の舞台」(p. 46) における振舞いの作法が論じられ、それに引き続いて大使の職務の議論が展開されている。なお、この著作には、人間は生まれつき平等であるからこそ、逆に、社会の維持に不可欠な身分や地位を保つために「人間性」や「優雅な振舞い」が必要とされる、という興味深い指摘がある (pp. 6-9)。

(56) D. B. Horn, *The British Diplomatic Service 1689-1789* (Oxford: Clarendon Press, 1961), p. 125.

(57) Caleb D'Anvers, *The Craftsman*, vol. 2 (London, 1731), p. 131. ちなみに、カリエールの『外交談判法』は、ヴィクフォール

の「簡にして優れた要約書である」と評価された (p. 145)。

(58) Caleb D'Anvers, *The Craftsman*, vol. 2, pp. 131-8 (no. 64).

(59) *Ibid.*, p. 135.

(60) すなわち、(1)「我々自身の安全と一致する限りにおいて、すべての隣国と優れた協調関係を築き上げること」。(2)「他国の君主や国民の利害を正しく認識することによって、優位な条約や同盟を結ぶこと」。(3)「どの隣国によっても仕組まれうる、我々の貿易や商業を破壊し、みずからの利益をはかろうとする危険な共謀を適宜発見すること」である。Callières, *The Art of Negotiating with Sovereign Princes* (London, 1716), Preface to the English Reader, pp. v-vi.

(61) *Ibid.*, Preface to the English Reader, p. iv.

(62) *Ibid.*, Preface to the English Reader, p. xiii.

(63) この書誌情報は、Callières, *The Art of Diplomacy*, p. 229. に依拠している。

(64) Callières, *The Knowledge of the World*, pp. iii, ix.

(65) *Ibid.*, pp. iii-iv.

(66) Cf. Hamilton and Langhorne, *The Practice of Diplomacy*, p. 38.

(67) Horn, *The British Diplomatic Service*, pp. 15-6, Jeremy Black, *British Diplomats and Diplomacy 1688-1800* (Exeter, Exeter U. P., 2001), p. 7.

(68) ただし、国内的な制度面での整備は遅れる。とくに一五三〇年代の「行政革命」以降においても、外交は秘書長官 (Secretary of State) の管轄事項の一つにすぎなかった。一六六〇年には北部局 (プロテスタント担当) と南部局 (カトリック担当) に分割されたが、この制度は、一七八二年に外務省が創設されるまで続く。Cf. Horn, *The British Diplomatic Service*, ch. 1. また、大使や使節のキャリアも国内での出世を約束するものではなかった。Black, *British Diplomats and Diplomacy*, pp. 8-9, 22-6.

(69) イングランドで「キリスト教共同体」ではなく、「ヨーロッパ」という言葉が政治的に用いられるようになったのは一六八〇年代以降であり、それには、カトリックのフランスとの対抗関係に加え、このウィリアムの存在が大きかった。H. D. Schmidt, 'The Establishment of Europe' As a Political Expression', *The Historical Journal*, vol. 9, no. 2 (1966), pp. 172-8.

(70) Black, *British Diplomats and Diplomacy*, pp. 1-7.

(71) 外交官教育における「旅行」の必要はフランスの側でも説かれていた。カリエール『外交談判法』四四—五頁。Pecquet, *Discourse on the Art of Negotiation*, p. 17.

(72) ルネサンス期イングランドにおける外交論の受容例としては、一六〇三年に英訳されたオトマンの『大使』(*The Ambassa-*

don)』が挙げられる。『フランコ・ガリア』の著者フランソワを父とするオトマンは、イングランドのフランス駐在大使ポーレツトの家庭教師を務めた後、オックスフォードに留学し、エリザベスの寵臣レスター伯の秘書となった人物である。オトマンはまたシドニーやエセックスとも交際し、他方でリプシウスやグロティウスと書簡を交換している。このオトマンの外交論の同時代的な特徴の一つは、宗教対立の経験を踏まえながら、「異教」や「異端」との大使の交換を主張したことである。彼によれば、「我々は他の国や土地の産物なしに暮らすことは不可能であり、どんな宗教や信仰を有してきたとしても、隣人のものに関しては尚更そうである」。したがって、キリスト教君主は「共通善」や「公共の福祉」の観点から、カトリックとプロテスタントの区別なく大使を交換し、あるいは「異教」のトルコにも使節を派遣するのである。Jean de Villiers Hotman, *The Ambassador* (London, 1603), 17-18. このオトマンについては、Berridge ed. *Diplomatic Classics*, pp. 75-82; D. B. Smith, 'Jean de Villiers Hotman', *Scottish Historical Review* 14 (1917), pp. 147-66.

(73) このウォットンはヴェネツィア駐在大使(1603-11, 15-9, 20-3)の他に、ハーグ派遣特別大使(1614-5)や下院議員(1614, 25)を務め、晩年はイートンの学長に就任した。なお、初期近代ブリテンにおける外交官の一覧として、G. M. Bell, *A Handlist of British Diplomatic Representatives, 1509-1688* (London: Offices of the Society, 1932)。また、このウォットンを含めた当時のヴェネツィアおよびトリノの駐在大使のキャリマについては、John Stoye, *English Travellers Abroad 1604-1667* (1952; New Haven: Yale U. P., 1989), ch. 4.

(74) 原文は次の通り。Legatus est vir bonus, peregrinatus ad mentendum Reipub. causa. 参照は、L. P. Smith ed. *The Life and Letters of Sir Henry Wotton*, 2 vols (Oxford: Clarendon Press, 1907), vol. 1, p. 49, n. 2. しかし、この一文がアウグスブルグ滞在の折に、友人のアルバムに不用意に書き記されたものであったことはよく知られている。それが流布したのは、カトリックのパンフレット作者Gaspar Scioppiusがシェイムズ批判の文書にこの一文を掲載したためであった。ウォットンはこの一件でシェイムズの怒りをかった。Ibid., pp. 126-7.

(75) Izaak Walton, 'The Life of Sir Henry Wotton', in his *The Lives* (London: Oxford U. P., *The World's Classics*, 1927; 1950), p. 107.

(76) Smith ed. *The Life and Letters*, vol. 1, p. 22; vol. 2, pp. 364, 382. ウォットンはまた、六部構成による未完の教育論を残している。彼はその計画のなかに「振舞いの成型と品の動作」the moulding of behaviour, and decent forms と「感情の抑制」the tempering of affections の部門を組み入れている。Sir Henry Wotton, *A Philosophical Survey of Education*, ed. H. S. Kermode (London: Liverpool U. P., 1938), p. 4.

- (77) Wicquefort, *The Ambassador*, pp. 430, 416.
- (78) テンプルの研究としては、たとえば K. H. D. Haley, *An English Diplomat in the Low Countries: Sir William Temple and John De Witt, 1665-1672* (Oxford: Clarendon Press, 1986); H. E. Woodbridge, *Sir William Temple: The Man and his Work* (London: Oxford U. P., 1940). ともに、テンブルの宮廷人としての側面を強調し、カステイリオーネや作法書の伝統との関連を示唆する作品として、Richard Faber, *The Brave Courtier: Sir William Temple* (London: Faber and Faber, 1983). また、テンブルの外交観を「シェントルマン」文化と関連付けて理解する議論として、中西輝政『シェントルマン外交』の伝統形成—ウィリアム・テンブルに見るイギリス近代外交の精神—(一)、『法経論叢』(三重大学社会科学学会)、第五巻第一号(一九八七年一月)、一一二九頁。同『大英帝国衰亡史』P H P 研究所、一九九七年、第二章。
- (79) Pecquet, *Discourse on the Art of Negotiation*, p. 16; *Discours sur l'art de negocier*, pp. xlviii.
- (80) Sir William Temple, 'Heads designed for Essay on Conversation', in his *The Works of Sir William Temple, Bart.*, vol. 3 (London, 1757), pp. 524-31.
- (81) Anon, *The Conversation of Gentleman* (London, 1738), pp. 50-1.
- (82) *Ibid.*, pp. 194-5.
- (83) Chesterfield, *The Letters of Philip Dormer Stanhope 4th Earl of Chesterfield*, 6 vols. ed. Bonamy Dobrée (London: King's Printers, 1932), vol. 6, p. 2945 ('To his godson and heir'); 1752.4.30. Cf. 1748.10.19; 49.8.21; 51.12.19. もともと、彼はこの格言の作者としてウォットソンではなくマキアヴェッリの名前を挙げている。なお、チェスターフィールドからの引用は上記の Dobrée 版を用いるが、「息子への手紙」のうち日付が明らかなものに関しては、他版との参照の便宜のため本文中に書簡の日付を示す。
- (84) Black, *British Diplomats and Diplomacy*, p. 7.
- (85) Chesterfield, *The Letters*, vol. 2, p. 81.
- (86) *Ibid.*, vol. 5, pp. 1894-5.
- (87) もともと、この『息子への手紙』は、たとえばモンタギュー夫人から「イギリス精神の高貴さや活力がない」として強く批判された。しかし、彼の外交教育論に限って言えば、そのモンタギュー夫人でさえも、「外交官になろうとするすべての人物から最大限の注目を浴びるに値する」と認めたほどであった。Elizabeth Montagu, *Mrs. Montagu "Queen of the Blues": Her Letters and Friendships from 1762 to 1800*, vol. 1, ed. Reginald Blunt (London: Constable and Company, 1923), p. 285.
- (88) Chesterfield, *The Letters*, vol. 5, pp. 1893-4. なお、これに対して、逆に「きわめてお粗末な」外交官として批判されたのが「学識ある」グロティウスであった。いわく、彼は学問の使い方を間違え、「スパルタとローマの先例」を誤って現在に適用した。

チェスターフィールドによれば、外交は実践知の領域であって、「どんな学問であっても優れた外交官を作り上げることはまったくない」。これとは逆に、「人間の性格や情念や習慣」に関する「偉大な世界の知識」は「経験」によってこそ得られるのであり、「優れた外交官は人との交際に大部分の時間を費やさねばならない」のである。Ibid., p. 1894.

(89) Ibid., vol. 2, p. 207.

(90) Ibid., pp. 195-9.

(91) たこぎは、Gulick, *Europe's Classical Balance of Power*; Anderson, *The Rise of Modern Diplomacy*, ch. 4; Butterfield, 'The Balance of Power'; Keens-Soper, 'The Practice of States-System'; Black, *British Diplomats and Diplomacy*, pp. 16-7. 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』(同『高坂正堯著作集』第六巻、都市出版、二〇〇〇年所収)、第一章。

(92) Samuel Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo*, trans. C. H. Oldfather and W. A. Oldfather (New York: Oceana Publications, Rep. 1964), vol. 2, part 3, p. 1043 (Bk. 7, ch. 5, sec. 16).

(93) David Hume, 'Of the Balance of Power', in his *Political Essays*, ed. Knud Haakonsen (Cambridge: Cambridge U. P., 1994), p. 157 (小松茂夫訳『市民の国について』(上)、岩波文庫、一九五二年、二七頁)。なお、ヒュームは古代ローマを例外として、このローマの歴史に準拠していたことが、同時代における勢力均衡論への誤解を招いたことになっている。

(94) Edward Gibbon, *The History of the Decline and Fall of the Roman Empire*, ed. J. B. Bury (1897; London: Methuen, 1925), vol. 4, pp. 165-6 (朱牟田夏雄訳『ローマ帝国衰亡史』第五巻、ちくま学芸文庫、一九九六年、五二二―四頁)。引用は朱牟田訳を用いたが一部変更した。

(95) Ibid., pp. 163-4 (邦訳五一〇―二頁)。もっとも、「勢力均衡」は同時代の国際情況の流動的な現実を必ずしも正確に反映したものではない。「勢力均衡」の概念の曖昧さどギボンの啓蒙主義的な樂觀を指摘した論文として、Black, 'Empire and Enlightenment in Edward Gibbon's Treatment of International Relations', *The International History Review*, vol. 17, no. 3 (August, 1995), pp. 441-58. Cf. Black, 'The Theory of the Balance of Power in the First Half of the Eighteenth Century: A Note on Sources', *Review of International Studies*, 9 (1983), pp. 55-61. また「勢力均衡」論の多様性については、Anderson, 'Eighteenth-Century Theories of the Balance of Power', in Hatton and Anderson eds. *Studies in Diplomatic History*, pp. 183-98.

(96) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, general ed. Paul Langford, vol. 8, ed. L. G. Mitchell (Oxford: Clarendon Press, 1989), p. 120 (半澤孝磨訳『フランス革命の省察』、みすず書房、一九七八年、九〇頁)。Cf. p. 131 (一〇―二頁)。

(97) バークの「国際政治」思想については、坂本義和「国際政治における反革命思想―エドマンド・バーク―」、同『国際政治と保

守思想』(『坂本義和集』第一巻)、岩波書店、二〇〇四年所収。高橋和則「エドモンド・バークと主権国家—ウェストファリア体制擁護の論理—」、池庄司敬信編『体制擁護と変革の思想』(中央大学社会科学研究所研究叢書一〇)、中央大学出版部、二〇〇一年所収、六一—九四頁。ジェニファー・M・ウェルシュ「エドモンド・バークとヨーロッパというコモンウェルス—国際秩序の文化的基盤」(高橋和則訳、クラーク、ノイマン編『国際関係思想史』所収) 二一九—四三頁。

(98) *The Annual Register, or a View of the History, Politics, and Literature, For the Year 1787* (London, 1789), p. 175.

(99) *Ibid.* なお、以下『アニユアル・レジスター』からの引用は、書名の後に年度を付し、括弧内に出版年を記す。

(100) *Annual Register*, 1760 (5th ed. 1775), p. 3.

(101) *Ibid.*, p. 2.

(102) *Annual Register*, 1772 (3rd ed. 1780), pp. 1-2.

(103) *Ibid.*, p. 2.

(104) なお、このような見解は坂本義和氏の議論と対立する。坂本氏は、とくに『アニユアル・レジスター』六〇年版のなかに、バークの現実主義的な国際政治認識を見出し、勢力均衡が「権力政治以外のなにものでもない」ことに気付いていたとする。したがって、「ヨーロッパ共同体」の価値を打ち出した革命後の議論は、「反革命の文脈で打ち出したポレミカルな理念」、あるいは「革命への対抗イデオロギー」にすぎないと判断する(坂本「国際政治における反革命思想」、一七五—八六頁)。なお、バークと保守主義政治思想については、半澤孝麿『ヨーロッパ思想史における〈政治〉の位相』岩波書店、二〇〇三年、第四章。

(105) Burke, *First Letter on a Regicide Peace*, in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. 9, ed. R. B. McDowell (Oxford: Clarendon Press, 1991), p. 239 (中野好之訳『国王弑逆の総裁政府との講和』、同編訳『バーク政治経済論集—保守主義の精神』法政大学出版局、二〇〇〇年、九〇六頁)。以下、引用には中野訳を用いたが一部変更した。

(106) この『国王弑逆の総裁政府との講和』は四つの書簡から構成され、九六年の『第一書簡』『第二書簡』、死後に出版された『第三書簡』と『第四書簡』(執筆は九五年)がある。上記の中野訳は『第一書簡』のみである。

(107) 岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房、二〇〇〇年。第八、九章。岸本氏は『国王弑逆の総裁政府との講和』を「最も熱情的」な作品と評価しつつ、最晩年のバークを研究するうえでの重要性を指摘している(七二五頁、七三五頁註六三)。しかし、同氏は他方で、この作品に「冷静な革命理解を見出すことができない」として「思慮の政治の後退」(七三〇頁)を指摘する。この点については、高濱俊幸「バークにおける「思慮の政治」—岸本広司『バーク政治思想の展開』を読んで—」『政治思想研究』第一号、二〇〇一年、五一—六頁も参照。

(108) Burke, *First Letter on a Regicide Peace*, p. 199 (中野訳、八六四頁)。

- (109) *Ibid.*, p. 240 (九〇七頁).
- (110) *Ibid.*, p. 239 (九〇五頁).
- (111) *Ibid.*, p. 221 (八八六頁).
- (112) このような見解はバークだけのものではなく、たとえば、外務大臣グレンヴィルの書簡(一七九二年一二月)にも見られる。彼によれば、革命フランスは「あらゆるヨーロッパの国々の政治制度とは両立不能な原理」に基づいて、「新しい政府の原理を普遍的に拡大し」「あらゆる国々、中立である国家にさえ無秩序と反乱を駆り立てる」計画を有していた。Harold Temperley and L. M. Penson eds. *Foundations of British Foreign Policy: From Pitt (1792) to Salisbury (1902)*, (1938; London: Frank Cass, 1966), pp. 4-5.
- (113) Burke, *First Letter on a Regicide Peace*, p. 216 (八八一頁).
- (114) *Ibid.*, pp. 216, 212 (八八一、八七六―七頁)。
- (115) バークはこの議論に註を付し、フランスの「二重外交」double diplomacyを阻止しようと試みたルイ一六世を評価する。Burke, *Second Letter on a Regicide Peace*, p. 282. OEDは「この一文をdiplomacyの最初の用例として取り上げている」。
- (116) Burke, *Second Letter*, pp. 280, 282. バークはまた「diplomatic politiciansの「マニエール」として」「リウイス論」とともにモンテスキューの『ローマ人盛衰原因論』も挙げられている。
- (117) 革命は外交の危機を招いた。このことを指摘した論稿として、Black, *British Diplomats and Diplomacy*, pp. 163-6; Linda Frey and Marsha Frey, “The Reign of the Charlatans is Over”: The French Revolutionary Attack on Diplomatic Practice, *The Journal of Modern History*, vol. 65, no. 4 (Dec., 1993), pp. 706-44.
- (118) Burke, *First Letter on a Regicide Peace*, p. 242 (九〇八頁)。
- (119) バークを含めた一八世紀ブリテン政治思想における「マナーズ」の重要性を指摘したのはもちろんポーコックである。たとえば、J. G. A. Pocock, *Virtue, Commerce, and History* (Cambridge, Cambridge U. P., 1985), chs. 2, 10 (田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房、一九九三年)。日本における研究例として、犬塚元「エドモンド・バーク、習俗(マナーズ)と政治権力―名聲・社会的関係・洗練の政治学―」、『国家学会雑誌』第一一〇巻(一九九七年)、六〇七―六四頁。また、同『デイヴィッド・ヒュームの政治学』東京大学出版会、二〇〇四年、第六章も参照。
- (120) Burke, *First Letter on a Regicide Peace*, p. 242 (九〇八頁)。
- (121) *Ibid.*, pp. 247-9 (九一三―四頁)。
- (122) *Ibid.*, p. 242 (九〇八頁)。

- (123) *Ibid.*, pp. 249, 253 (九一五、九二〇頁)。
- (124) Cf. Black, *British Diplomats and Diplomacy*, p. 17.
- (125) 高坂『古典外交の成熟と崩壊』第三章。
- (126) 'Jefferson to William Short on Mr. and Mrs. Merry, 1804', *The American Historical Review*, vol. 33, no. 4 (Jul., 1928), pp. 832-5.
- (127) 加藤節「思想としての二十世紀——『文明』と『野蛮』との間」、同『政治と知識人——同時代史的考察』岩波書店、一九九九年所収、八一—一〇四頁。
- (128) もちろん、日本の「開国経験」もまた、このような「文明」の価値が問われた一つの歴史的事例であろう(宮村治雄『開国経験の思想史——兆民と時代精神』、東京大学出版会、一九九六年)。他方で、同時代における西洋人の証言として、civilityの観点から見た場合、日本は野蛮ではなく、むしろ文明社会であるとする見解も含まれていたことも見逃すことはできない。たとえば、一八六六年に日本を訪れたイタリア使節アルミニヨンは、「礼儀作法の定めのない文明社会はありえない」との立場から逆に「西洋流の無頓着」を批判し、礼儀に関する「自己の流儀をまず改めなければならない」とさえ述べている。

「西洋人が東洋人に最初に接する時にまず気づいて驚くのは、その相手がどんな階級に属する人であれ、その礼儀作法が西洋人のそれとは全く異なるということである。……日本人に出会い、相手が頭を上げるのを待って帽子をとり、答礼する時、西洋人は笑い出してしまうかもしれない。しかしながら、これは一見つまらぬことに見えて、実ははなだ重要なのである。なぜなら、こういう挨拶によって、目上と目下の区別がなされ、同輩間の敬意と友情が保たれるのだからである。礼儀作法の定めのない文明社会はありえない。そうであれば、西洋流の無頓着がその土地の人に侮辱と受け取られ、復讐を招くことさえあるとしても驚くにはあたらないのである。敬意の表明や礼儀に関して自己の流儀をまず改めなければならないのは、われわれのほうであったことを、ここで指摘しておこう」(アルミニヨン『イタリア使節の幕末見聞記』大久保昭男訳、講談社学術文庫、二〇〇〇年、六六頁)。

なお、「開国」期における「文明」理解を含めた西洋人と日本人双方の「道理」をめぐる思想的な模索を活写した論稿として、渡辺浩「思想問題としての『開国』——日本の場合」(朴忠錫、渡辺浩編『国家理念と対外認識 一七—一九世紀(日韓共同研究叢書 3)』、慶応義塾大学出版会、二〇〇一年)、二八一—三二九頁。また、civilityの観点から徳川期の文化を分析した作品として、池上英子『美と礼節の起源——日本における交際文化の政治的起源』、NTT出版、二〇〇五年。英語版は、*Bonds of Civility: Aes-*

thetic Networks and the Political Origins of Japanese Culture (Cambridge: Cambridge U. P, 2005). とくに西洋との比較については第一章。もともと、池上氏は *civility* を「市民的礼節」として理解し、ヨーロッパの「市民社会」を参照した上で、徳川社会のそれを「市民社会なき市民的礼節」として特徴付けている。しかし、ヨーロッパの *civility* は宮廷社会を主な発信源とし、なおかつ、階層社会における貴族層を主要な担い手としていた。したがって、少なくとも初期近代においては、前提としての「市民社会」を欠いていただけでなく、そもそも「市民的」礼節ですらなかったのではないか（拙稿「宮廷から文明社会へ」）。もともと、池上氏は他方で、このようなヨーロッパの *civility* の実体を見抜いている（日本語版、三四―五頁）。しかし、そうであればこそ、*civility* の理解においては「市民」の契機を強調すべきではなく、むしろ、そのように理解した方が「近代」化以前の徳川社会との比較分析がスムーズになるのではないか。なお、付け加えれば、筆者は「市民」や「デモクラシー」の登場によって *civility* の伝統はむしろ後退したと考えている。

(129) Wicquefort, *The Ambassador*, p. 297.

(130) それゆえ、このような「新外交」の問題点を指摘し、「政策」と「交渉」の分離を説いたニコルソンが、かつてのキャリアールと同様に、伝統的な作法書の系譜に連なる *Good Behaviour, being a Study of Certain Types of Civility* (1955; Gloucester, Mass: Peter Smith, 1969) を出版したことの思想的な意義はもっと注目されてよい。Cf. 細谷雄一『大英帝国の外交官』第二章。